

第3章 近代デザインの芽ばえ

[昭和 I (昭和元年～19年／1926～1944)]

第1節 産業合理化運動と工芸指導所の設立

世界的な不況は、輸入制限や保護関税政策を各国に引き起こさせ我が国の輸出に大きな影響を与える。この難局に直面した政府は、国産品愛用と海外販路開拓の政策を採るがその効果は思わしくなく、昭和に入ると、「国民経済的見地よりして産業の振興を図り、あらゆる物資を低廉豊富かつ優良ならしめる」ことをモットーとする産業合理化運動を展開した。

昭和2年(1927)6月23日、帝国工芸会会長男爵阪谷芳郎は、各国の輸入抑制の中で輸出を活発にするために、商工大臣中橋徳五郎にあて「工芸振興ニ間スル建議」を行ったが、この後工芸的手工業に最新の科学技術の応用を図り、内外デザイン思想の紹介普及と人材育成の中心機関として「商工省工芸指導所」が仙台に設立される。

一方、商業美術の分野では、企業内に広告部、宣伝部を設けるところが増え、こうしたところに所属するデザイナーは商業美術運動を展開した。

このような産業意匠、商業美術の領域の拡大に伴い、昭和元年から12年の間は毎年1万件を前後する、戦前のピークを示す出願がなされている。この数字に関するかぎり、不況の影響は認められない。

しかし、次第に戦時色が強まるにつれ、昭和13年(1938)には「国家総動員法」の公布による統制経済が強まり、同年の出願件数は昭和11年に比べて約半分に激減した。昭和15年(1940)7月7日に「奢侈品等製造販売制限規則」が公布されてからは、国民服に象徴されるような単純規格化が推進され、意匠の内容も戦局を反映したものが多くなり、ついに昭和18年(1943)12月に意匠登録出願の受付が停止された。

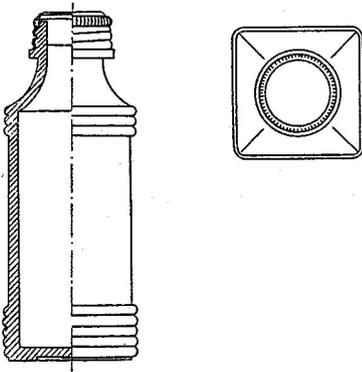
第2節 主な登録意匠

1 商業美術

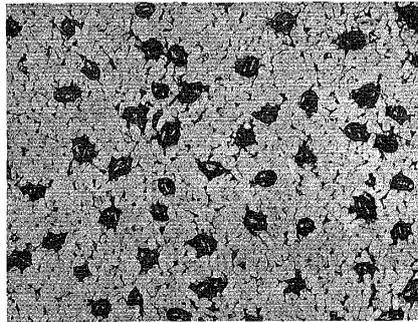
市場を流通する商品の種類が増し、商業活動が活発になるにつれ商業美術も発展し、容器及び包装の考え方も変化し、この時代になると商品の一要素を構成するものであるという欧米流の考え方が認識されるようになり、商品の内容物によって包装の方法、材料、形状、模様、色彩などが総合的に検討されるようになった。

容器及び包装の登録は、被服及び被服地の分野に次いで2番目に多いが、昭和5年（1930）から昭和11年（1936）にかけて被服及び被服地の分野を上回る。商品別では、化粧品の容器及び瓶の登録が多い。菓子の登録も多く、日本の伝統的な菓子に対し、洋菓子が日本人の志向に適するように改良され、次第に普及していった。

意匠登録第 37723 号類似第 1 号（昭和 8 年）
塩

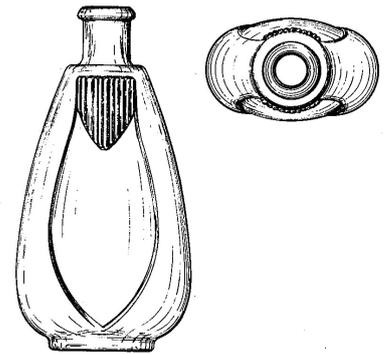


意匠登録第 45605 号類似第 1 号（昭和 28 年）
包装紙



意匠登録第 37701 号（昭和 3 年）化粧水
容器

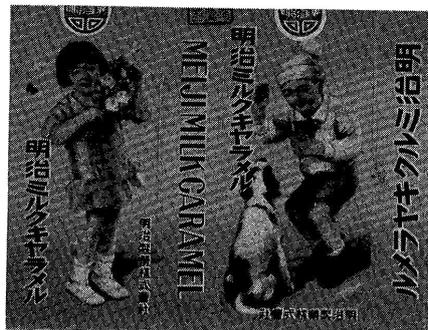
清潔な感じを与えるガラス製の楕円型の瓶である。



意匠登録第 53722 号（昭和 6 年）クリーム
容器（チューブ）



意匠登録第 47950 号（昭和 5 年）菓子（キャラ
メル）の箱



2 家電製品

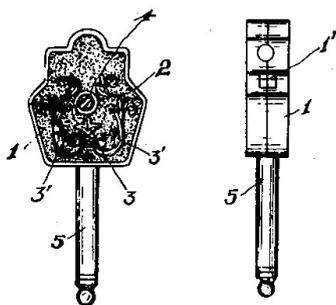
昭和に入って、電熱器具、ラジオ受信機、電灯等各方面で家庭電化が始まった。家電製品の登録も次第に増えるが、家電製品の技術的基礎はその端緒が築かれたばかりであり、その意匠の内容は商業美術分野のような華々しいものではなく、試行錯誤の域を出ないものであった。

扇風機は、昭和2年（1927）頃には4社で国内需要をほとんど充足するようになった。外国品の模倣であった当初の国産扇風機も次第に研究改良を重ねられていたが、まだデザイナー、美術工芸家の主張を十分に盛り込んだ意匠にはなっていなかった。

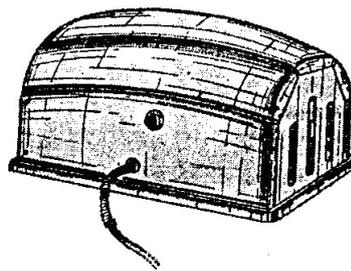
大正14年（1925）にラジオ放送が開始されるに及び電気関係の各社はラジオ受信機の製造販売に乗り出したが、次第にラジオ受信機の性能自体よりも家庭用家具としての外観の調和が要求されるようになった。当時、専門デザイナーを置くメーカーは余りなく創造性に欠け、工作法、加飾法等についてもあまり研究されていないものが多かった。

電燈等の中では、電球自体が装飾されているものも多く、この時代の電球が大変に貴重なものであったことがうかがい知れる。電球の登録の第二次世界大戦前のピークは、昭和11年（1936）頃のことであり、そのほとんどは輸出向け装飾用電球であった。

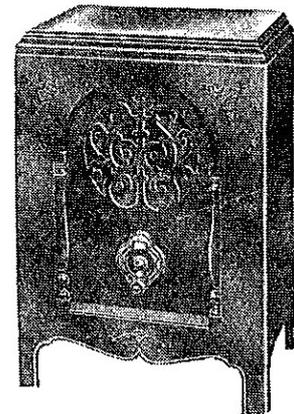
意匠登録第41489号（昭和4年）王冠型ラジオプラグ



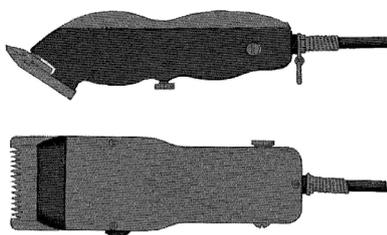
意匠登録第43534号（昭和4年）丸山形電気炬燵



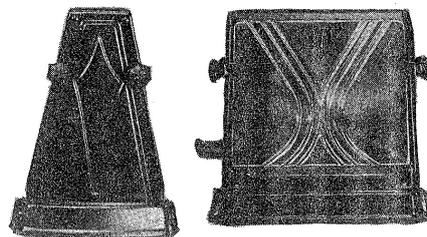
意匠登録第51166号（昭和6年）立型ラジオ受信機



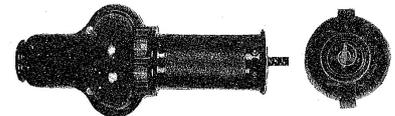
意匠登録第65772号（昭和10年）電気バリカン



意匠登録第69101号（昭和10年）トースター



意匠登録第83618号（昭和15年）乾髪機

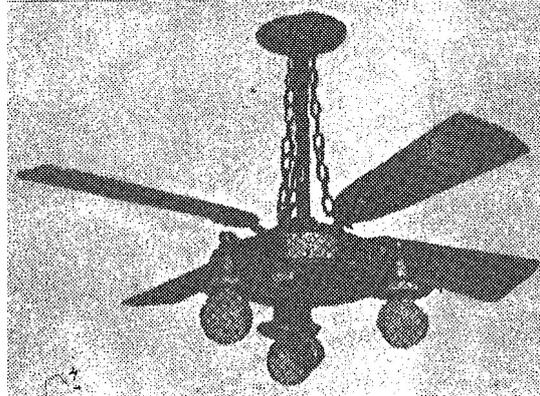


意匠登録第 84252 号 (昭和 15 年) 電動真空掃除機



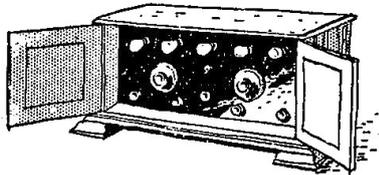
意匠登録第 71853 号 (昭和 11 年) 天井用扇風機

扇風機はその型式から卓上用, 天井用, 換気用の 3 種に分けられる。洋室, 事務室, 工場などで用いられる天井用扇風機である。



ラッパ型スピーカーを独立させた初期のラジオ受信機

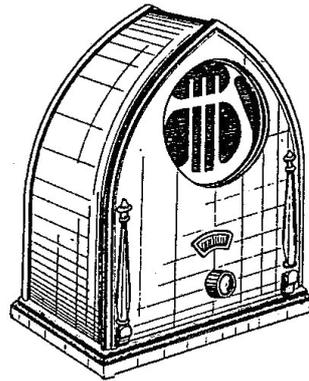
初期のラジオ受信機及びキャビネットは, ラッパ型のスピーカーを独立させ, 受信機キャビネットの前面にエポナイトのパネルを嵌めた様式から, 次にコーン型スピーカーをキャビネットに組み込んだ様式へと変遷する。



「工芸ニュース」(第 10 巻第 3 号, 1941 年) 109 頁から。

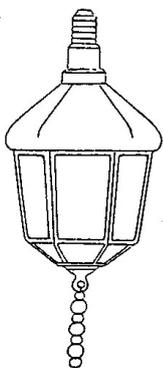
意匠登録第 49313 号 (昭和 5 年) ラジオ受信機 (大スピーカーを内蔵したもの)

コーン型スピーカーをキャビネット上部に内蔵したラジオ受信機 (いわゆるピリケン型) であるが, スピーカーをキャビネットの上又は下に設けたものは, 必然的に縦長形状となり不安定であるため, また家具としての調和が求められたため, スピーカーをキャビネットの左右あるいは中央に設けた横長矩形へと移り変わる。



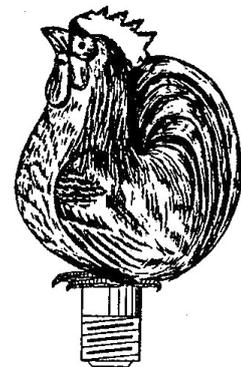
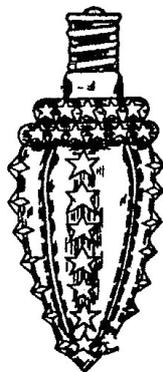
意匠登録第 32718 号 (昭和 2 年) 電球 (装飾物)

電球自体の装飾化も次第に進み, そうした傾向のガラス玉の付いたもの。



意匠登録第 71629 号 (昭和 11 年) 装飾用豆電球

装飾用豆電球は, 星辰, 花鳥, 人物などを題材とするものが多い。



意匠登録第 72601 号 (昭和 11 年) 装飾用豆電球

3 自転車・自動車

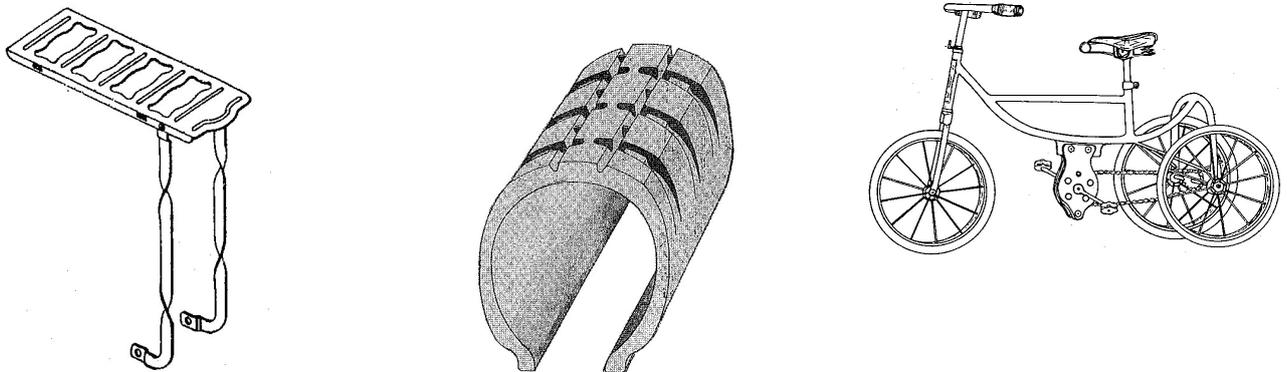
自転車は、輸入の途絶を契機に輸入自転車を押えて生産台数は伸び、低価格になると共に、材質、構造、部品などの改良が加えられた実用車として一般に普及した。生産台数は、昭和11年(1936)には、100万台を突破した。そして、自転車の属する車両及び其付属品の分野の登録も、昭和10年(1935)には第二次世界大戦前のピークを迎えた。

部品生産が確立したのも同時期であり、昭和4年(1929)の自転車生産工場数は完成車工場数が12工場であるのに対し、部品工場数は370工場もあり、社会的分業がいち早く達成された産業であった。

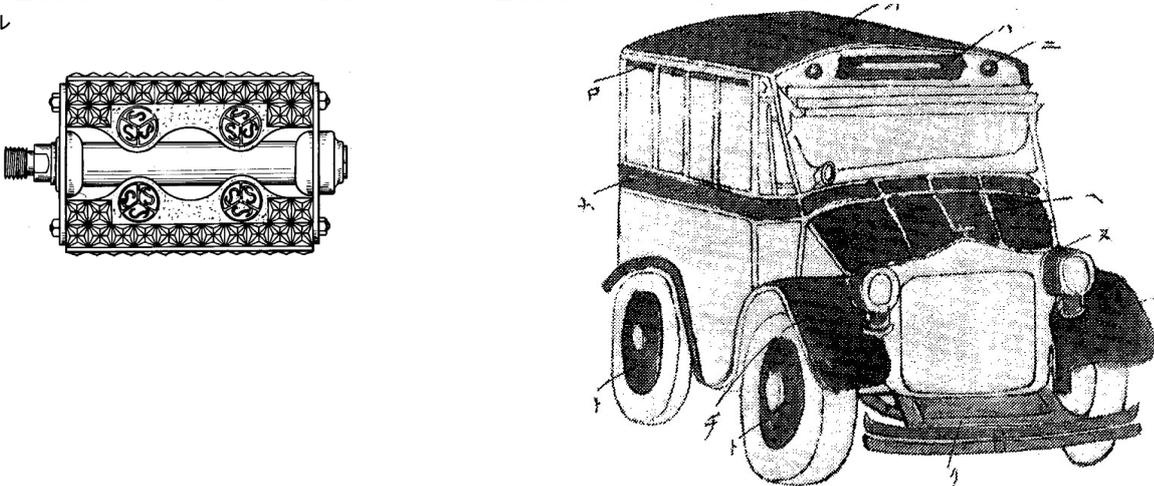
出願の上でも、部品が早くから出願され量的にも多いのが自転車の分野の特徴である。

この頃、自動車産業の競争が激しくなった米国では、自動車デザインの研究が既に始まっていた。我が国では昭和8年(1933)に日産自動車、昭和12年(1937)にトヨタ自動車が発立されたが自動車デザインの研究はまだ始まっていなかったと言える。

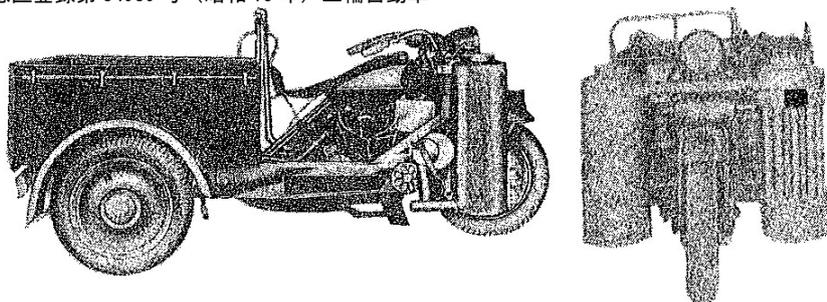
意匠登録第41192号類似第2号 自転車用荷物 意匠登録第50215号類似第1号タイヤ 意匠登録第45053号(昭和4年)三輪車 臺



意匠登録第51608号(昭和6年)自転車用ペダル 意匠登録第36656号(昭和3年)自動車

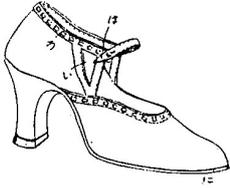


意匠登録第84989号(昭和15年)三輪自動車

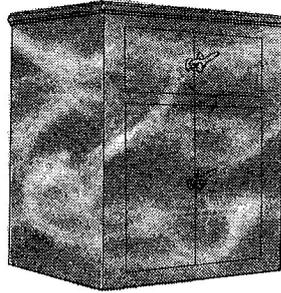


第3節 その他の登録意匠

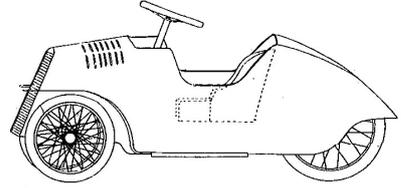
意匠登録第 34980 号 (昭和 2 年) 靴 (ハイヒール)



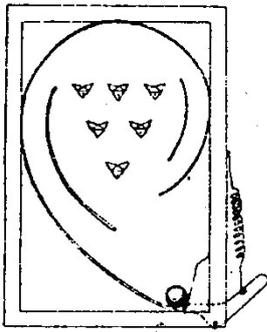
意匠登録第 44646 号 (昭和 4 年) 冷蔵庫



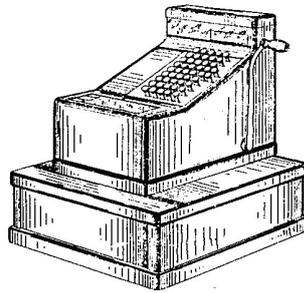
意匠登録第 45765 号 (昭和 5 年) 自動自転車



意匠登録第 46893 号 (昭和 5 年) 球入遊戯具ニ於ケル「ブリリアント」型球承



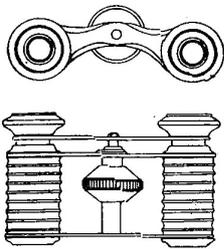
意匠登録第 46922 号 (昭和 5 年) 金銭登録器



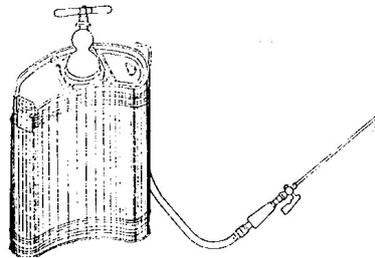
意匠登録第 48811 号 (昭和 5 年) 広告燈器



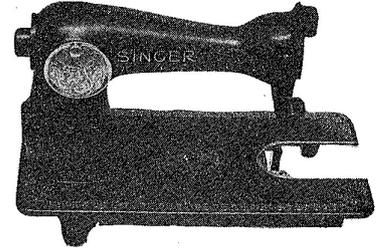
意匠登録第 56958 号 (昭和 7 年) 双眼鏡



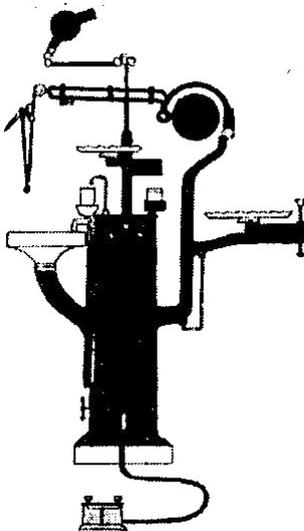
意匠登録第 57333 号 (昭和 7 年) 瓢箪形噴霧器



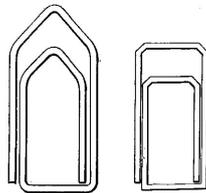
意匠登録第 57766 号 (昭和 7 年) 裁縫機ノフレーム



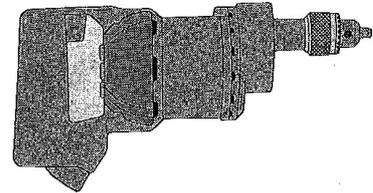
意匠登録第 58674 号 (昭和 8 年) 歯科用ユニット



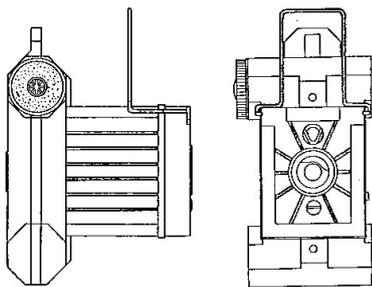
意匠登録第 60193 号 (昭和 8 年) クリップ (類似第 1 号)



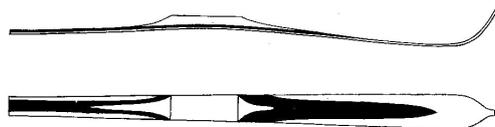
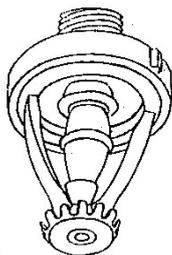
意匠登録第 61118 号 (昭和 8 年) 穿孔機



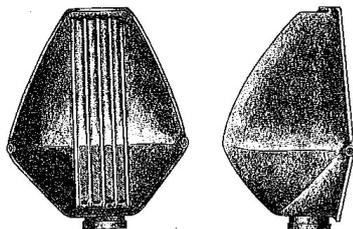
意匠登録第 62442 号 (昭和 9 年) 写真器



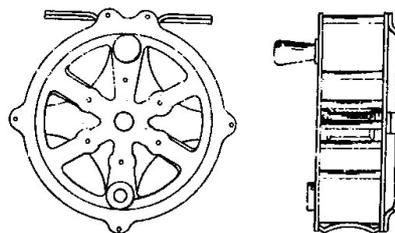
意匠登録第 63472 号 (昭和 9 年) スプリンクラー
意匠登録第 73570 号 (昭和 11 年) スキー



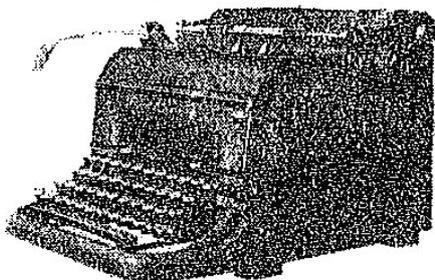
意匠登録第 77691 号 (昭和 13 年) マスク



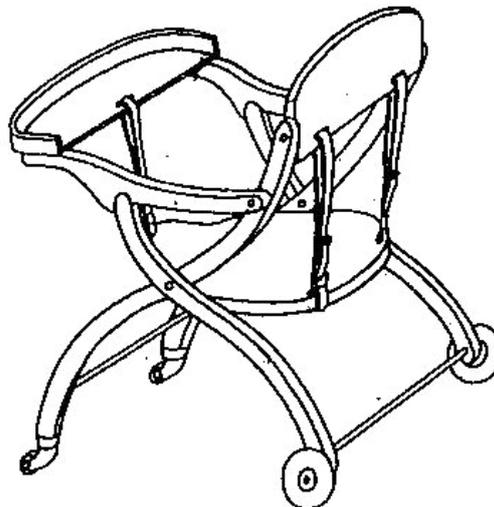
意匠登録第 78830 号 (昭和 13 年) コンパス
意匠登録第 81194 号 (昭和 14 年) 釣糸捲具



意匠登録第 88222 号 (昭和 18 年) タイプライター



意匠登録第 86456 号 (昭和 16 年) 小児用乗車



第4節 戦時下の意匠

昭和13年(1938)4月の「国家総動員法」の公布の後、経済統制は次第に強まり、消費節約、廃品の回収活用、代用品の使用普及等の積極的協力が国民に求められるようになった。

戦時下の意匠創作活動をみるときに、俗に「7・7禁令」と称される昭和15年(1940)7月7日に施行された「奢侈品等製造販売制限規則」(同年7月6日公布、商工農林省令第2号)がとりわけ重要な意味を持つ。

この「7・7禁令」は各種の装身具や布地の製造を制限した。また、主務大臣の指定した物品(中古品を含む)の売り渡しも禁じられた。この「7・7禁令」は戦時下における意匠創作活動のあり方に関する憲章としての役割を担うことになり、奢侈贅沢を追放するのみならず国民服等に典型的に現われるような単純規格化を図り、この単純な中に「新しい美」を創造することを求めるようになる。この具体的現われを、昭和16年(1941)に商工省が実施した「国民生活用品展覧会」にみることができる。

同展は、共通応募条件として

イ、実用簡素ナルモノデアルコト

ロ、堅牢デアリ合理的ナル機能ヲ有スルモノデアルコト

ハ、原材料ノ適性使用ヲ図リタルモノデアルコト

ニ、価格ハ原則トシテ公定価格ニ準拠シ可及的廉価ナルモノデアルコト

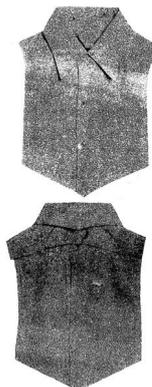
という条件を付し、出品品種として三つに分類される40種を選定し、生活用品の国民的標準を示すことを狙ったものであった。

昭和13年(1938)の「各種材料使用禁止または制限令」によって軍需資材が統制され、これ以後代用品時代に入る。

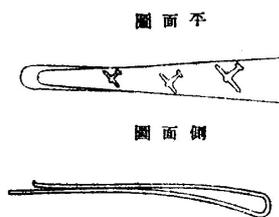
商工省主催の「国民生活用品展覧会」においても出品品種第3類として、「資材転換による代用品中、優良品選定の急を要するもの」として14種(バケツ、洗桶、洗面器、湯タンポ、弁当箱、茶罐、御飯蒸し、鞆類、ランドセル、通学用履物、乳母車、三輪車、瓦斯七輪、煉炭用ストーブ、帽子外套掛け)が対象とされた。

戦時の影響は、国民の生活必需品である「衣」の分野にもはっきりと現われ、簡素化、規格化等が徹底された。この代表的事例が国民服や婦人標準服である。また頭飾、服飾及び装身具にあっても戦時下の国民生活の質実を反映し、虚飾風のものには跡を断ち実用的なものに置換されたり、戦時体制が強まるにつれ、防空防火資材に関する物品や燃料に関する物品の登録も増加した。

意匠登録第83821号(昭和15年)ワイシャツ ツ用胸当

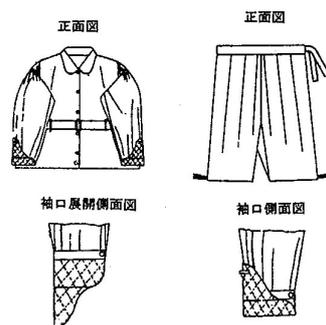


意匠登録第87689号(昭和17年)髪止



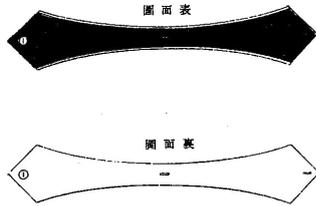
意匠登録第87622号(昭和17年)衣服

袖口部に手甲部を設けた衣服の意匠で、戦局の厳しさをうかがわせる。

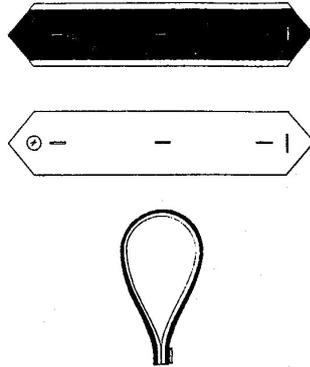


意匠登録第 87371 号 (昭和 17 年) 国民服用襟

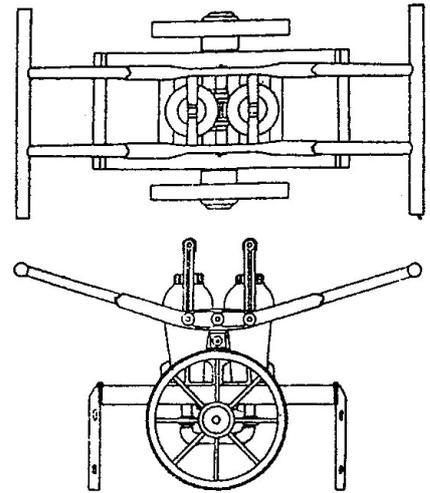
国民服，婦人標準服自体の意匠登録は多くはなく，破損した部位のみを交換できる替用襟，袖口，「ワイシャツ」用胸当など，物資の儉約を図る目的のための意匠の登録が多数みられる。



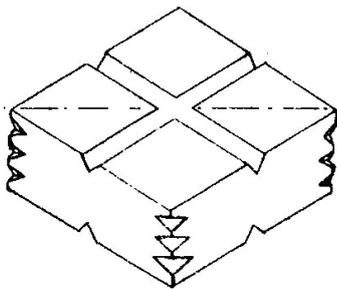
意匠登録第 87476 号 (昭和 17 年) 洋服袖口



意匠登録第 87574 号 (昭和 17 年) 唧筒 (ポンプ)

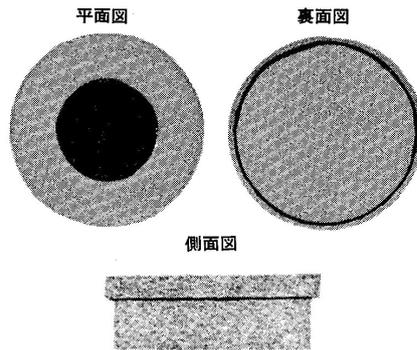


意匠登録第 87541 号類似第 1 号 (昭和 18 年) 固形燃料



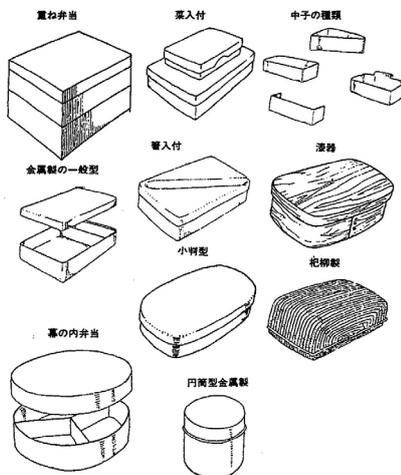
意匠登録第 87628 号類似第 2 号 (昭和 18 年) 弁当箱

弁当箱は，戦時下であったために新しい需要を呼び起こした物品の一つであり，それまで普及していたアルミニウム及びアルマイト製に代わる材料上の工夫や型式上の工夫が盛んになった。材料別では，漆塗製品，ベークライト，セルロイド，尿素系樹脂などのプラスチック製品，杞柳製品があり，型式別では，菜を入れる容器の中子が附属したものと中子なしのもの 2 種類があり，形式別では，長方形，小判型，円筒型の 3 種がある。



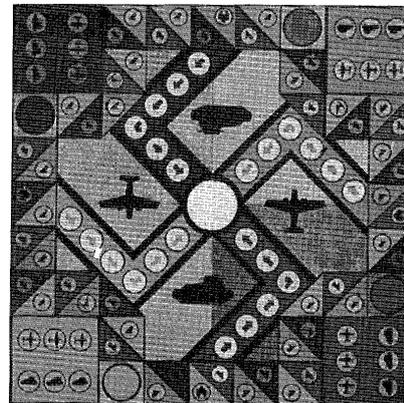
戦時下における弁当箱の型式

「工芸ニュース」(第 10 巻第 3 号，1941 年) 132 頁から。

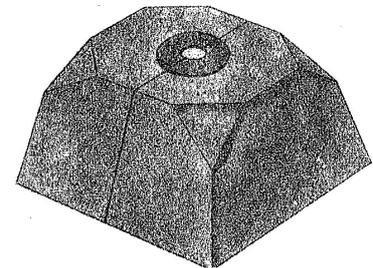


意匠登録第 87634 号 (昭和 17 年) 遊戯盤

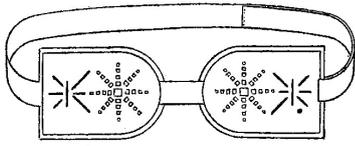
戦争にちなんだ室内遊戯盤で，攻略遊びに類する室内の遊戯具は多く，室内遊戯具の過半数を越す。



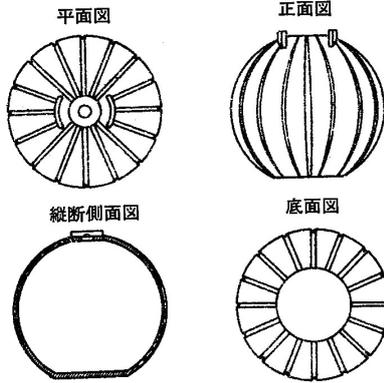
意匠登録第 88627 号 (昭和 18 年) 燈火管制笠



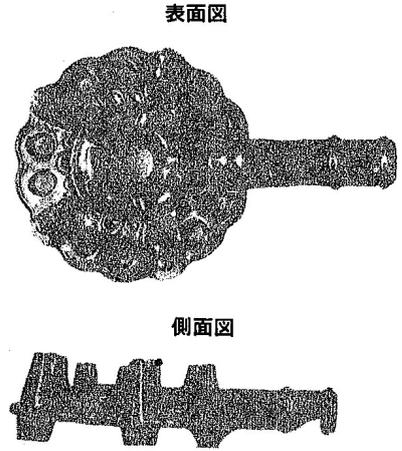
意匠登録第 88988 号類似第 1 号 (昭和 19 年) 節光眼鏡



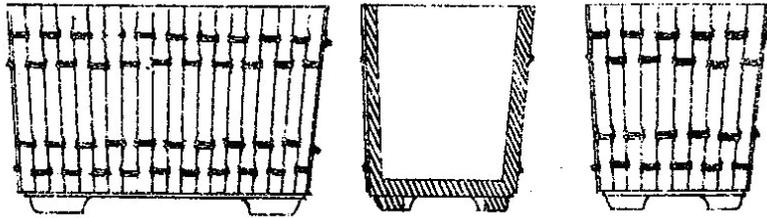
意匠登録第 87660 号 (昭和 17 年) 防火用 撒砂弾



意匠登録第 88657 号 (昭和 18 年) 瓦斯焔炉
金属の使用は絶対必要な部分にとどめ、すべて代用材によって作られ、耐熱性、耐衝撃性において十分でかつ熱効率を考慮したものが必要であることなどから、陶器の瓦斯焔炉が研究された。

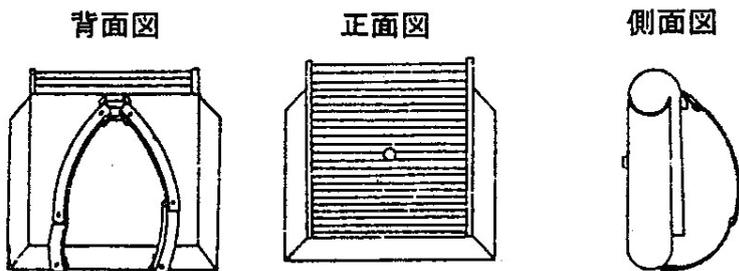


意匠登録第 88530 号 (昭和 18 年) 防火用水曹



意匠登録第 88312 号 (昭和 18 年) ランドセル

ランドセルも、革製に代わって擬革製、布帛製、ファイバー製編粗材を用いたものが研究された。



第5節 意匠権をめぐる紛争と海外における意匠盗用事件

1 石炭ストーブの意匠権侵害事件

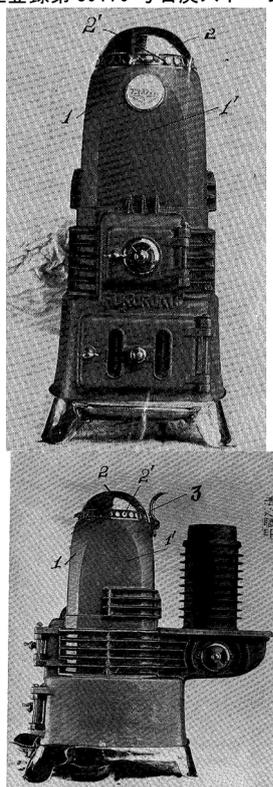
昭和初期，住宅構造の変化や生活文化の向上に従って事務所や住居の暖房方法も変化し，石炭ストーブも従来のダルマ型に変わって角型の新しいデザインが登場した。『帝国工芸』の昭和6年12月号には，この新しい石炭ストーブの考案者である福祿商会主鈴木豊三郎の記事が掲載されているが，製品開発の苦心談とともに，模造品による被害のことが記されている。

「本器が発賣されて歓迎を受け内外各地に需用の大なるに至つてから，他の發明品の御多分に洩れず模造類似品が簇出して，始めには其考案を模倣してみたが，昨今は其形態其一小部分迄も模造し外觀其正否を見分け難きものを續出するに至つたが，其實質は全然異つてゐるから，徒らに價格のみを低減してストーブの智識に乏しき需用家を欺瞞して，ストーブの眞價に疑を抱かしみるものあるは，國家經濟上の見地よりして遺憾に堪えざる次第である」

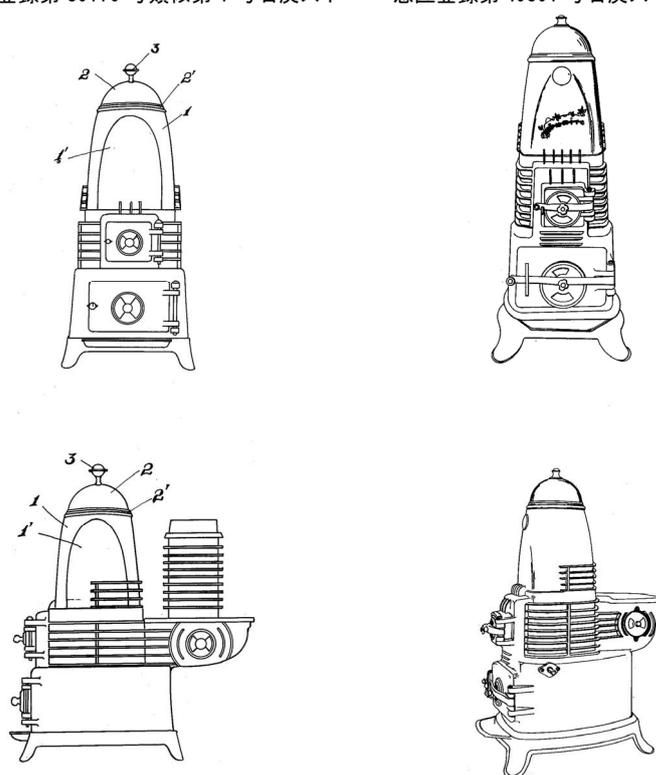
この記事に対応すると思われる「意匠権利範囲確認審判請求事件」があつて，一連の審・判決が残っているが，それによると，上記『帝国工芸』の記事にある石炭ストーブの考案者鈴木豊三郎はこの種のストーブにつき意匠登録第39170号の権利を有しており，これは類似第1号が付いて権利範囲に本件イ号意匠が属するかどうかの審決を求め，「登録第39170号ノ意匠ノ権利ノ範囲ニ属ス」との審決を得た。このイ号意匠が侵害の対象になったものと思われるが，審理の過程で被請求人はイ号意匠は被請求人所有の登録第49391号意匠の実施物であつて，しかも同類似第1号は被請求人の登録意匠の登録後の登録であるから，原意匠と異なる部分にはその効力が及ばないという主張をした。

被請求人は審決を不服として抗告審判を請求したが「請求人ノ申立相立タス」という結論であり，被請求人は更に上告して争つたが，「上告棄却」となったものである。

意匠登録第39170号石炭ストーブ



意匠登録第39170号類似第1号石炭ストーブ 意匠登録第49391号石炭ストーブ



2 オリンピックマークの登録無効事件

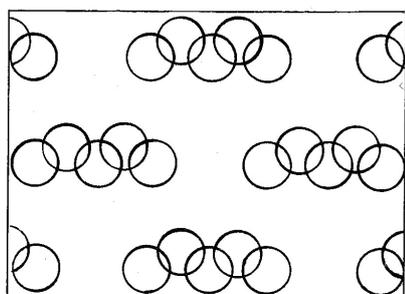
昭和 15 年（1940）の第 12 回オリンピック東京開催が決定したころ（戦局悪化のため中止）、オリンピックマークを使った意匠の登録の問題が新聞紙面をにぎわした。

昭和 11 年（1936）8 月 6 日付の『大阪朝日新聞』が報じるところによると、“書入れ時の店頭で大異状”という見出しで、オリンピックマークの入った海水着、浴衣などが意匠権を侵害するという理由でデパートなどから一斉に姿を消すという問題があり、陸上競技連盟はオリンピックマークのような国際的マークが個人によって占有されるのは問題だと発言し、一方商店側の連合協議会も対策を協議中ということが報道されている。

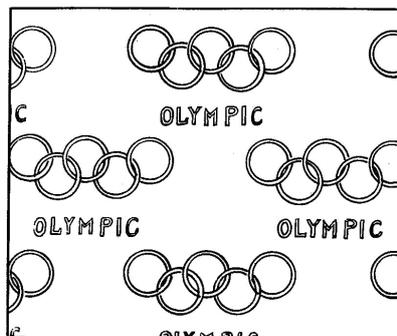
問題の登録は意匠登録第 67613 号、類別指定は 1 類の被服地であり、昭和 10 年 2 月 23 日に出願し、同年の 8 月 30 日に登録になっている。この登録意匠には類似意匠が第 1 号から第 6 号まで付いており、類似第 2 号には OLYMPIC という字が組み合わさっており、類似第 5 号には地球の球体が組み合わされている。ここまで類似範囲に属するかどうかという新たな議論も起こり得るが、この登録権者が上記のようにデパートなどに警告し店頭からこの意匠の侵害にあたると思われる商品が撤去されたということである。

新聞などではなおしばらく関係者や特許局側の見解が発表されたが、結局この年の 8 月 31 日東京事業組合連合会が特許局に対し、意匠登録第 67613 号及び類似第 6 号の無効審判を請求した。特許局では約 1 年後の昭和 12 年（1937）7 月 9 日、五輪マークは既に使用されている公知公用のものだという理由でこの登録を無効とする審決を行った。しかし本件のほかにもオリンピックマークをあしらった出願、登録が多数あり、またその利用の程度についても解釈が分かれるところであろうが、ともかく本件の場合はその構成がオリンピックマークのみからなっており、無効もやむを得なかったというべきであろう。

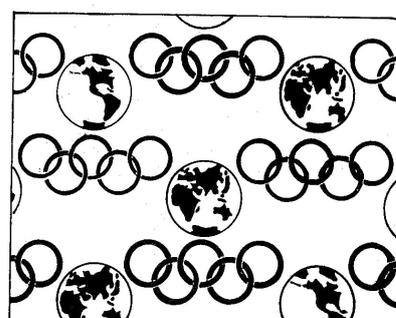
意匠登録第 67613 号（昭和 10 年）被服地



意匠登録第 67613 号類似第 2 号(昭和 11 年)被服地



意匠登録第 67613 号類似第 5 号(昭和 11 年)被服地



3 輸出繊維製品の海外での摩擦

昭和初期には海外に輸出された日本製繊維製品が意匠権侵害、著作権侵害で警告を受ける件が発生し、政府はその対応に追われたことが記録に残されている。

(1) エジプトにおける混合裁判所登録問題

昭和7年(1932)、駐アレキサンドリア総領事からの報告は、エジプトにはまだ意匠制度は設けられていないが、1929年からアレキサンドリア混合裁判所において登録手続を行っており、それによると1件で30種から35、6種を一括して取り扱い、無検査で受理されるが違反には普通公平法が適用され、違反者には刑法上の責任はなく、民事上の損害賠償義務があるということ、権利は無期限であることなどを報告し、日本製品も多く進出している折柄、意匠の登録をしておくことが必要であるという文書が届いている。

そして、1年後の昭和9年(1934)9月13日付の来信によると、当地で営業しているイタリアの綿織商が日本製品に対し意匠権侵害を主張しており、この主張には具体的根拠がないが、かかる紛争を回避するためにも、できるだけ混合裁判所に登録することが良策であるという勧告を行っている。

このレポートに触れられているような日本からの織物輸出品についてのトラブルは相当数あったらしく、日埃貿易協会は登録制度の改善を具申している。

(2) オランダ領インドシナ向け輸出綿布の差押え

昭和6年(1931)4月16日現地の業者からの報告を受けた通商局長から在バタビア総領事あての回電によると、当地の日本商社の格子柄綿布が著作権法上の工業に応用する美術に関する権利侵害の理由で差し押さえられ、今後の蘭印貿易に影響が大きいので善処をしてくれという要望が行われている。

この件は裁判で敗訴し、問題の綿布を日本へ返送するという処置で事件は終結したようであるが、この件の根拠は「1912年法令第600号著作権令第10条第10項 工業ニ応用セラレタル美術物ニ関スル保護ノ規定」というものであり、日本では意匠法の保護の対象となるべき事件であった。

領事館としては、差し当たりの善後策として新柄を輸入したときは各領事館に対して遅滞なく届け出ることとし、各地における使用開始日を証明することで対応しようとした。

(3) マンチェスターにおける意匠盗用事件

昭和8年10月26日付で、在リバプール領事から外務大臣あてに「日本綿布製造業者ノ英国新意匠盗用ニ関スル件」が報告されている。

それによると、従来英国の諸新聞(特にマンチェスター新聞)は英国製品並びにその商標模倣についてしばしば記事を掲載しているが、今度はマンチェスターの『ディリー、ディスパッチ』(同年8月26日号)において「日本の新意匠盗用」と題して次のような記事を掲げたというものである。

「日本ノ『ランカシア』綿布及人絹意匠盗用ハ最近ノ実例ニ徴スルニ斯種目的ノ為ノ『マンチェスター』ニ何等力連絡機関ヲ有スルモノノ如シ

在『ロッセンデル、バレー』(Rossendale Valley)(マンチェスターヲ距ル約十五哩)一捺染會社ハ特殊意匠ニ成ル新織物ヲ發明シ差當リ見本用トシテ数碼ノミヲ製造シ各方面ニ配布セルカ該新規綿布完成ニ至ル迄ニハ約一ヶ年ニ宣リ其ノ間数千磅ヲ費セリ斯テ各方面ヨリ同品ノ注文ニ對シ製造ヲ開始セルカ未タ注文品ヲ完成スルニ至ラサル間ニ既ニ日本製造業者カ該新意匠ノ模倣ヲ其ノ安價品ニ應用シ居ル事實ヲ発見セリ該模倣品ハ英國製品生産費(巨額ノ發明費ハ勿論算入セズ)ノ半額以下ニテ而カモ英國商店ニ提供セラレタリ

右ハ意匠ノ模倣ノミナラス商標亦然リ斯クシテ『ランカシア』会社ハ勞シテ効ナキ状態ナリ云々」かなり組織的な模倣が行われたかのようなのであるが、真疑についてはなお議論の余地があるとしても、

こういう事態であるからよく注意してくれという意味の報告を送って日本の綿業者へ注意を促すことを依頼している。